

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## 経営

### タクシーに「ゆっくり走る」オプションを用意 知名度が上昇し新卒採用の倍増に成功

常識を疑うのが、経営のセオリーのひとつ。しかし、あまりにも定着しているサービスの場合、「非常識」な形へ舵を切るのは難しい。だからこそ、チャレンジしたときのインパクトは大きく、ビジネスチャンスが一気に広がる。

その一例として注目したいのが、中堅タクシー会社「三和交通」（神奈川県横浜市）。「急ぐために利用する」というタクシーの常識を覆し、「ゆっくり走る」をコンセプトとした「タートルタクシー」を2013年に開始した。しかも、運転手に直接言いにくいという顧客に配慮し、後部座席にボタンを設置。押すと運転席のランプが点灯し、減速してくれる巧みな仕組みとなっている。

奇をてらったサービスではなく、マーケティングに裏付けられているのも見逃せない。長引く不況の影響で、タクシーのビジネス利用は急速に縮小。一方で、医療機関に通うためタクシーを利用する高齢者は増えており、スピードよりも安全性と乗り心地を求める傾向が強まっているのだ。

意外性のあるサービスということで、メディアもすぐに反応。テレビやラジオ等で次々に取り上げられ、同社の知名度は急激に向上した。その成果は採用活動にも表れており、今年は前年度比倍増となる20人が新卒で入社。採用に苦戦する中堅企業でこの結果はまさに快挙。常識という「思い込み」を見直し、ニーズに対して的確なサービスを提供する重要性を教えてくれる好例だ。

## 税務会計

### 2017年度の与党税制大綱が決定 目玉は所得税の配偶者控除の見直し

自民・公明両党は8日、2017年度の与党税制大綱を決定した。政府は、月内に税制改正大綱を閣議決定して1月召集予定の通常国会に税制改正法案を提出し、今年度中の成立を目指す。

大綱の目玉である配偶者控除の見直しは、配偶者控除を満額受けられる配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げ、150万円を超えても201万円以下までは段階的に縮小しつつも控除が受けられる仕組みとする。ただし、世帯主(夫)の年収には制限が設けられ、1,220万円を超えると控除が受けられない。

所得拡大促進税制は、新たに「前年度比2%以上の賃上げ」という要件を設定し、その際の控除率は現行より引き上げ、企業規模で控除率に差を設ける(中小企業は増加分の22%、大企業で12%)。

研究開発促進税制は、対象にIoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用を新たに追加する。さらに、研究開発費の総額に対する減税(総額型)と開発費が過去3年の平均より増加した場合の減税(増加型)の2種類を増加型に一本化した上で、控除割合を6~14%(中小企業は12~17%)に見直す。

そのほか、(1)積立型NISAの創設、(2)タワーマンション節税の抑制、(3)ビール系飲料の税額を2020年10月から2026年10月にかけて3段階で統一、などが盛り込まれている。

## 今週のキーワード

### タクシー業界

2002年に数量規制が廃止、小規模事業者が参入しやすくなり車両数は増加したが、輸送人員は右肩下がり。2001年の約19万4,000人から、2013年には約14万9,000人と4万5,000人も少なくなった。そこで、輸送人員の待遇改善を狙って2014年にタクシーを減車する改正タクシー特別措置法が施行。業界を取り巻く環境は迷走状態に陥っている。1991年度に約2.2兆円あった市場規模も年々縮小。2014年度には約1.6兆円まで落ち込み、国も育児支援・妊婦応援タクシーや観光タクシー等の促進を進めている。